

一般的な投資規制分野

規則；「交通」取締り；制御；規制

外国資本投資はタイの政府に奨励されているものの、多く事業では外国持株の制限とタイへの資本参入は必要条件が存在することです。

外国資本投資は内閣の政策、業界団体の規則、法令、その他規制の範囲により規制されています。

この規制または法令に違反した場合、刑事罰が潜在的に適用されます。仏暦 2542 年（1999 年）外国人事業法（the Foreign Business Act B.E. 2542（1999））はタイにおいて外国投資家がしばしば最初に出会う障害です。

これはなぜタイの法律は投資を禁止しているのか議論できる良い機会です。

外国人事業法（FBA）が外国投資家が直面している多くの難題について具体的に表しているからです。

外国人事業法

外国人事業（FBA）が 1999 年に制定され、「外国人」という用語を慎重に定義し、一定の例外なく、幅広い事業の所有に関して「外国人事業許可証」を交付します。ただ、現実には許可証を取得することは困難です。

外国人事業法は、はすべての事業活動に「外国人」の制限を強要するのではなく、約 50 種の事業に非常に幅広く適用されています。（定義される業種にもよります。）一般的に述べれば、例えば外国人事業法の基では製造業は制限されていないのです。

下記の通りに説明しますが、タイにおいては投資に対する一般的な「ルール」の適用に注意を払わなければなりません。これらの事業活動は外国人事業法上「外国人」に対する制限がありませんが、外国人事業法（FBA）に基づく**必要最低資本金条件**は適用されています。

更に複雑にしているのは、外国人事業法（FBA）は外国がタイ企業への参入と所有を制限する唯一の法律ではなく、もし外国人事業法（FBA）が適用されなければ、外国資本の所有と参入を制限する、他のタイの法律が適用される場合があります。

高水準の要約において、外国人事業法で規定されるおよそ 50 業種は、以下の 3 つの付録に分類されています。（一覧表と呼ばれることもあります。）：

第 1 付録

第 1 付録は「特別の理由」により、9 つの事業区分で外国資本の所有を禁止しています。それは新聞事業、ラジオ局・テレビ局事業、林業及び林産加工、稲作・畑作。土地取引などが含まれております。外国人事業法では、いかなる場合でも付録書類 1 に列挙されている事業の外国資本による所有に事業許可証を交付することは**認めておりません**。

第2付録

第2付録は3つの章に分けられています。理論上では、第2付録に規定される事業について内閣の承認のもと、大臣から許可を得た場合に、外国人も事業の所有許可証を取得することが出来ますが、実際に承認を得ることは大変難しいです。なぜならばその承認は非常に政治的判断から下されるからです。

第1章で「国家の安全保障または防衛に関する事業」と記述されます。それは以下の製造、販売、補修修理業で、銃器、弾丸、火薬、爆発物、軍備品、軍船、軍用機または軍用車輛などが含まれ、「国内航空事業を含む」国内陸運、水運あるいは空輸が第2付録の1章にも収められています。タイはこのような事業に外国資本の参入を制限する唯一の国ではありません。

第2章で「文化芸術、伝統様式、民族工芸に影響を与える事業」と記述されます。それは美術品、タイ国の芸術、工芸品の取引、木製彫刻の製造、タイ楽器の製造などの活動も含まれています。

第3章で「天然資源または環境に影響を与える事業」と記述されてます。それは爆破、砕石を及ぼす鉱業、家具道具・家庭用品を製造するための木材加工などの活動も含まれます。資源採掘産業はよく、特別な保護及び論争の対象となり、タイでもその例外ではありません。何故なら、資源採掘産業に関しては、外国人事業法が外国人事業法適用以外でも外国企業が投資するこれらの業種はよく問題があり、問題の透明性を共有することによる公平性よりも特別な保護が重んじられる傾向にあるからです。

第3付録

第3付録は「海外との競争力がまだ整っていない事業」と記述されます。第3付録は確かに最も論争の対象になる項目で、21種類のカテゴリーに規定された事業で、会計サービス業、エンジニアリングサービス業、「その他サービス業が含まれます。但し、商務省規則に定める業種を除きます。」

商務省 The Ministry of Commerce (“MOC”)では「サービス」という用語を非常に広範に解釈しています。第3付録について、国内企業が外資企業に対抗できる土壌が育ち外資企業に開放できるかどうか、少なくとも年1回は見直しを行っています。しかしながら外国人事業法 (FBA) が1999年に制定以来、商務省 (“MOC”)は第3付録から、一部の証券サービス業のみを開放(規制から外した)しただけです。(詳細につきましては、こちらの記事を参照ください。)

例えば、ある企業が資産をリース(リース契約)した場合、商務省は企業がサービス業に従事しているとする見解です。これは、例えば、製造会社(外国人事業法の基では、製造業は規制されていないが)が経費節減のため、設備の一部を転貸したい場合(今日の財務上厳しい状況では珍しいことではない。)、その製造会社は外国人事業の許可証を得る必要があるサービス業の活動に従事するようになったと言う意味です。

同様に、商務省 (“MOC”) は 債務保障のため外資系企業は外国人事業の許可証が必要とみなします。これは製造業に従事する外資企業の所有するタイの民営企業は (外国人事業法の基で製造業は制限されていないのである。) 最初に外国人事業許可証を受けないまま、海外の親会社がタイの子会社のローンの支援するために貸し手に債務保障をすることが出来なくなると言う意味です。

外国人事業とは？なぜ定義する対象になるか。

外国人事業法の第 4 項では外国法人による株式資本の所有において厳重に定義されています。意義のあることですが、株式による議決権または会社の経営を指すものではありません。外国人とは下記の通りに定義されます：

「外国人」とは以下の通り定義する

(1) タイ国籍を有していない自然人

(2) タイ国内で登記されていない法人

(3) タイ国内で登記された下記の法人

(a) 上記(1)または(2)により 50 %以上の株式を保有される法人、あるいは上記(1)または(2)により総資本の 50%以上を投資されている法人

(b) 上記(1)が、共同経営者か経営者である有限パートナーシップ会社、または、登記された普通パートナーシップ会社

(4) 上記 (1) (2) (3)の自然人又は法人により、資本の 50%以上を保有されるタイ国内で登記された法人

この定義のため、株式会社の株式に対して発行された証明書は 特に省令に指定のない限り、外国人に属するとみなされるべきです。

この定義は革命団(行政審議会)布告・第 281 号「NEC281」 National Executive Council281 の外国人事業法による前任者の定義に近いですが、この正確な定義には外国人事業法とその前任者が結びついたことから、タイの民営企業は異なる議決権を有する株を保有ことが出来、時に「優先株式の構造」と呼ばれる形態へ導かれます。一会社はタイ人が株式の大部分を保有しますが、外国人も議決権を持っています。

以前、政府の役人はこのような構造が株式受取名義人と関係なく法的に規定したことを公表しました。 こうした構造が利用されることにより、いくつかの課題を起きていることがここ数年論争となっています。更に複雑にしているのは「株式受取名義人」と言う言葉の意味が、厳密な定義がなされてなく、合意もされていないからです。

除外条項

条約のもと外国人事業法には、すでにある除外条項と潜在する様々な除外条項があり、既存・潜在する除外条項についてタイは他の国と交渉中です。しかし、タイ王国とアメリカ合衆国が締結した経済修好条約 (親善条約) は 内国民待遇」と言う原則を提供しています。(それはタイ国民と同様の権利をアメリカ国民や企業に対しても与えられます。除外条項に関しては後述します。)

1. 修好条約： 適格な米国の事業は、現在、修好条約の下、外国人事業法の大部分の条項から除外されているが、今後の除外については不確実です。何故なら、修好条約は、アメリカの投資家に特惠を与えており、それがタイがWTOの義務違反をさせているという評判です。修好条約上アメリカの投資家に与えている特典・恩恵に関して、WTOはタイに対して、逸脱している（特例）としたが、特例は2005年1月1日で期限が切れました。しかし、実際は修好条約の効力は継続され、修好条約による条件を満たす場合、商務省は外国人事業許可証明書を交付し続けております。

タイ米両国は修好条約の既存恩典と、- 多分追加の恩典- を自由貿易協定（FTA）に組み込むことを希望しています。当然、その交渉結果は、予測が出来なく、タイに投資を検討しているアメリカの事業に対して、これからよりも今、修好条約による会社設立をすべきか、真剣な考察を示しています。

修好条約によると、米国民は通信、運輸、信託業務、預金取扱の銀行業務、土地またその他の自然資源の 開発事業（採掘、固有農産物の国内貿易）に従事することが出来ません。修好条約では、米国民はタイでの土地を保有することも出来ません。修好条約の詳細につきましては、[ここ を クリック して 下 さい](#)。

2. タイ・オーストラリア自由貿易協定（TAFTA）： TAFTAは要件 を満 たすオーストラリアの 事業に対して、外国人事業法のある特定された規定の免除を提供しなければなりません。例えば、TAFTAにより、オーストラリア法人(国民を含む)については株式 保有率 60%まで大規模なコンベンション&エキシビション のサービス事業、大規模なレストラン、リゾート、ホテル、大規模なテーマパーク、動物園・水族館の事業に従事することを認めております。早期のTAFTAには関税を下げる促進がされていましたが、サービス業の投資面に対してはそんなに重要な 影響をもたらしませんでした。

3. 日タイ経済連携協定(JTEPA)： JTEPA 多様な物品の関税削減及び一定分野のサービスは貿易自由化と多岐にわたりますが、JTEPAはTAFTAよりも最近に締結した協定ですから、この条約の規定は実際に発効されるか更に不確実性があります。

BOI 投資奨励企業及び工業団地公社（IEAT）の工業団地に所在する製造企業

タイ投資委員会（BOI）に奨励された企業または工業団地公社（IEAT）の基づく工業団地に所在する製造企業はたいてい、外国事業法の制限から除外を認められています。

土地の所有権

BOI の許可のように一定の例外がない限り、外国人はタイ国における土地を保有することが出来ません。タイ土地法は外国人或いは外国企業の代理人が土地を取得する場合、いかなる者に対しても実質的な処罰を課します。これらの刑罰は、二万バーツ以下の罰金若しくは二年以上の懲役、又はこれを併科します。しかし、外国人は様々な条件を前提として、分譲マンションを所有することが出来ます。

その他の外国事業者に対する規制

タイ国においては、外国人または外国所有の事業を行うことに対してその他の様々な制限を課します。いくつかの重要な制限は下記の通りです。

商業銀行業

商業銀行では外国人が所有出来る株式の保有率と取締役会に従事できる外国人の人数に制限があります。

保険業

保険業では外国人が所有出来る株式の保有率と取締役会に従事できる外国人の人数に制限があります。

その他の規制分野

外国人関連の法律により、様々な事業活動の所有、また従事する為の許可証の取得は制限されます。それにはツアー業や医薬品事業も含まれています。外国人事業法の基でこれらの法律は事業活動を対象にしていたましたが、制限の内容によって異なる場合があります。地元の弁護士に、特にどちら法律の制限に当てはまるかアドバイスを受ける必要があります。

実践的な解決策

タイの法律では外国資本による企業の所有を制限しても、実際には昔から、外国人がタイの経済に参加することはよくあります。例えば、外国人事業法による「外国」の会社は、議決権または株式資本の大部分を保有することに対して他の規制よりも非常に厳密に定義しています。それに商業的に実行可能な機会を外国人に提供します。使用された構造（機構）は、すさまじく変化したが、タイの投資家は多層構造で株式資本の大部分を有します。

誰にも正確な数字を知りませんが、商業会議所、外交官、新聞報道等によると、そのような構造の数は数万もあると推定するということです。タイの経済に対して最も重要な出資者の一部及び多くの著名な多国籍企業もこれらの構造を利用しています。

これらの構造は深刻な問題に直面することなく何十年にも渡り適用されていましたが、タイ議会により 1998 年に現行の外国人事業法が制定された際、議員の一部はこれらの構造の適用防止を規制するために「外国人」の所有権定義について提案しましたが、グローバル化する世界にはほとんどの国々においてそのような制限を放棄する中、タイにおける外国資本投資に悪化の影響を受けることを懸念しその提案は、否決されました。

2007 年度よりタイ国民立法議会 (National Legislative Assembly of Thailand: NLA) は外国人事業法による外国系企業の定義を変更するため、外国の管理の様々な形での提案（提案は変化）など、多様な提案を検討しました。以前に外国人事業法の基でタイ企業とみなされても、外国人事業法の改正によるとそれらの企業も「外国人企業」になります。詳細につきましては、[ここをクリックして下さい](#)。

外国人法に対する変更の提案は既存の企業に対し、外国人事業法への変更を遡って適用します。そのため、多くの外国人事業業界ではタイの法律の変更の提案を強く反対しました。EU は GATT 協定の基で WTO 協定の義務違反となることを発表しました。タイの主要政党もその提案した改正に一致して反対しました。この提案された改正は制定されることなく、NLA が今後、選出する議会に持ち越されました。

商務省、国土資源部は以前に発効された構造を複雑にさせる規則を数十年にわたり適用し、タイの法律の基で外国人投資の制限を行ってきました。これらの規則の変更の殆どは新会社設立の登記に関わりますが、役人はこの分野に対するタイの法律の網をくぐる外国人を積極的に摘発、逮捕し国外退去させるつもりだと主張しました。

そうした現実と潜在的な新規則への移行、及びこの問題を巡る議論は、一般的に不確実で変化の速い規制の地域により発生しました。更に複雑になった要因の実施に関しては、地域及び事業の活動の性質によって異なるからです。

Douglas Mancill

ダグラス D. マンシル